

別紙2 沼津市総合体育館利用料金表の補足資料

利用料金の区分の解釈について、以下のとおりとする。

「入場料」

施設や催し物の会場などへ入るときに支払う料金。席料及びその類のものを含む。

「受講料」

技芸、スポーツその他これらに類するものの教授若しくは指導（実技指導等）又は知識の教授の報酬又は料金。但し、当該教授又は指導を行う者（利用者に限られない。）に対する対価を直接的又は間接的に含むものに限る。なお、利用者が沼津市の場合における報酬若しくは料金又は沼津市が徴収する報酬若しくは料金を除く。